

別紙 2

「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成 4 年 12 月 21 日付け衛水第 270 号）

改正後（新）	改正前（旧）																														
（前略） 記 1 （略） 2 水質検査に関する事項 （1）（略） （2）水質検査に係る計画の策定については、水道事業者等の現状を踏まえ、以下の事項に配慮すること。 ① 水道事業者等は、水質検査を行うために必要な検査施設を自ら設置しなければならないものであること。ただし、地方衛生研究所等の地方公共団体の機関又は<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者に委託する場合はこの限りでないこと。 ②、③ （略） 3、4 （略） 別表第 1 ～別表第 3 （略） 別表第 4 <table><tr><th>番号</th><th>項目</th><th>目標値（mg／L）</th></tr><tr><td>1～26</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>27</td><td>有機すず化合物</td><td>0.0006（暫定値）<u>注 1）</u></td></tr><tr><td>28～48</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>49</td><td><u>要検討 P F A S 注 2）</u></td><td>—</td></tr></table> <u>注 1）</u> トリブチルスズオキシサイドの目標値	番号	項目	目標値（mg／L）	1～26	（略）	（略）	27	有機すず化合物	0.0006（暫定値） <u>注 1）</u>	28～48	（略）	（略）	49	<u>要検討 P F A S 注 2）</u>	—	（前略） 記 1 （略） 2 水質検査に関する事項 （1）（略） （2）水質検査に係る計画の策定については、水道事業者等の現状を踏まえ、以下の事項に配慮すること。 ① 水道事業者等は、水質検査を行うために必要な検査施設を自ら設置しなければならないものであること。ただし、地方衛生研究所等の地方公共団体の機関又は<u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者に委託する場合はこの限りでないこと。 ②、③ （略） 3、4 （略） 別表第 1 ～別表第 3 （略） 別表第 4 <table><tr><th>番号</th><th>項目</th><th>目標値（mg／L）</th></tr><tr><td>1～26</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>27</td><td>有機すず化合物</td><td>0.0006<u>※</u>（暫定値）</td></tr><tr><td>28～48</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>49</td><td><u>ペルフルオロヘキサンスルホン酸（P F H x S）</u></td><td>—</td></tr></table> <u>※</u>トリブチルスズオキシサイドの目標値	番号	項目	目標値（mg／L）	1～26	（略）	（略）	27	有機すず化合物	0.0006 <u>※</u> （暫定値）	28～48	（略）	（略）	49	<u>ペルフルオロヘキサンスルホン酸（P F H x S）</u>	—
番号	項目	目標値（mg／L）																													
1～26	（略）	（略）																													
27	有機すず化合物	0.0006（暫定値） <u>注 1）</u>																													
28～48	（略）	（略）																													
49	<u>要検討 P F A S 注 2）</u>	—																													
番号	項目	目標値（mg／L）																													
1～26	（略）	（略）																													
27	有機すず化合物	0.0006 <u>※</u> （暫定値）																													
28～48	（略）	（略）																													
49	<u>ペルフルオロヘキサンスルホン酸（P F H x S）</u>	—																													

注2) 49の項の「要検討PFAS」は、ペルフルオロブタンスルホン酸(PFBs)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFH_xS)、ペルフルオロブタン酸(PFBA)、ペルフルオロペンタン酸(PFP_eA)、ペルフルオロヘキサン酸(PFH_xA)、ペルフルオロヘプタン酸(PFH_pA)、ペルフルオロノナン酸(PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸(HFPO-DA)の8物質である。

別表第5、別表第6 (略)

別表第5、別表第6 (略)